

地域総合小児医療認定医制度より

地域総合小児医療認定医の必須研修単位について

都道府県、郡市小児科医会開催の定例学術集会・研修会のうち、下記基準に合うもので、申請のあったものに対し地域総合小児医療検討委員会で検討し 10 単位、または 5 単位の単位を付与する。

単位基準としては

- 1) 各小児科医会の年次計画にあり、定期的開催の見込まれるもの（製薬会社など他団体との共催は可、後援のみは不可）
- 2) 2 演題以上であること（平成 29 年度からは、60 分以上の 1 演題でも可とする。）
- 3) 対象に各小児科医会会員が含まれること
- 4) 同一の研修会・講演会で年複数回あるものは年間 20 単位を上限とする。

ブロック、都道府県主催のものには 1 回 10 単位、郡市小児科医会主催のものに 1 回 5 単位を原則とする。地域総合小児医療認定医の更新では、ブロック、都道府県小児科医会・郡市小児科医会主催のどちらも 1 回 5 単位とする。

日本小児科学会の地方会は、都道府県小児科医会と共催のもののみ 10 単位とする。

申請は、毎年 6 月に受け付け、その後も随時申請を受け付ける。採択は地域総合小児医療検討委員会で決定する。